

# 新型コロナウイルス感染症の対策

## 1. 感染予防として個人（家族を含む）で行っていただきたいこと

### 【生活における注意事項】

- ・石鹸やアルコール消毒液などによる、手洗い等の実施
- ・正しいマスクの着用を含む、咳エチケットの実施
- ・出退勤で公共交通機関を利用する場合、マスクの着用を推奨
- ・高齢者や持病のある方は、公共交通機関や人込みを避けること
- ・基礎疾患（喘息等慢性肺疾患、免疫不全状態、慢性心疾患、糖尿病、妊娠）を有する者は部署長（役職者）にその旨を申し出ること

### 【業務上における注意事項】

- ・不要不急の会議、出張、セミナーへの参加中止
- ・社内外の会食、会合の自粛
- ・不特定多数の者が触れる場所の清掃、消毒の徹底
- ・共用タオル（洗面所、台所等）の撤去
- ・トイレに設置してある、ハンドドライヤーの使用禁止
- ・車両やフォークリフトの運転席内の清掃・消毒の徹底

## 2. 出勤時の検温の実施

- ・出勤後、検温し結果を記録する。

### 37.5℃以上の発熱がある場合

- ① 部署長もしくは役職者に報告し、速やかに帰宅する
- ② 翌日の出勤前に検温し、平熱の場合、出勤可能とする  
風邪症状や37.5℃以上の発熱がある場合、引き続き自宅待機し、各部署の緊急連絡網に従い、役職者に電話連絡をする。

## 3. 従業員または、家族（同居者）への感染の疑いがある場合

- ・「帰国者・接触者相談センター」または、医療機関からの指示内容を部署長に報告する。

#### 4. 感染した場合の会社への連絡経路

- ・ 従業員→役職者（担当者）→部署長→総務部
- ・ 病院（医療機関）からの指示事項は各部署の緊急連絡網に従い、役職者（担当者）に電話連絡をする。
- ・ 当社で勤務する派遣会社の従業員等も、同様の勤務変更が行えるよう、関係会社に協力を求め、必要に応じて個別に手続きを進める。

#### 5. この対策は、環境や状況が変化したとき再検討し更新する

#### 6. 対象期間

- ・ 令和2年4月8日（水）から緊急事態宣言解除日まで

以上